

15年度業績ハイライト

■ 損益の状況 ～『コア業務純益』『当期純利益』ともに過去最高を計上～

平成15年度決算におきまして『**コア業務純益549億円**』『**当期純利益197億円**』といずれも**過去最高**を計上しました。

「コア業務純益」は低金利の影響により国内資金利益が減少しましたが、資産運用商品販売増強等による役務取引等利益の増加や、外債利鞘の拡大等による国際業務粗利益の増加、経費削減をさらに進めたことにより、549億円と過去最高を計上いたしました。

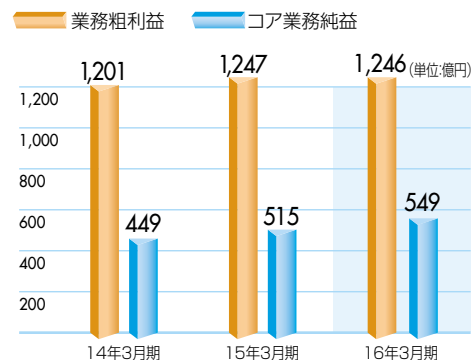
経常利益は、信用コストが減少したこと、株式関係損益が好転したこと等から前年比261億円増加の412億円と過去最高となりました。その結果、当期純利益も前年比122億円増加の197億円を計上し過去最高となりました。

損益状況(単体ベース)

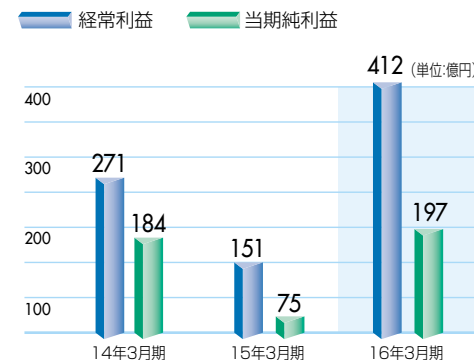
(単位:億円)

	14年度	15年度	前年比
業 務 粗 利 益	1,247	1,246	▲1
国内業務粗利益	1,145	1,130	▲15
うち資金利益	981	947	▲33
うち役務取引等利益	166	181	15
うちその他業務利益	▲3	▲3	0
国際業務粗利益	102	116	14
経 費	731	698	▲33
うち人件費	357	343	▲14
コ ア 業 務 純 益	515	549	34
業 務 純 益	574	635	61
経 常 利 益	151	412	261
信 用 コ ス ト	250	114	▲136
当 期 純 利 益	75	197	122

業務粗利益・コア業務純益



経常利益・当期純利益



参考 銀行の決算について

業務粗利益とは…

銀行の利益は、貸出金等の受取利息収入から預金等の支払い利息を差し引いた「資金利益」、振込等サービスの手数料による「役務(えきむ)取引等利益」、国債や株式等の値上がりによる利益を狙った短期的な売買(ディーリング)による「特定取引利益」および長期保有目的の国債等の売買やドル等の外貨の売買による「その他業務利益」が主なものです。これらの利益を合計して「業務粗利益」といいます。

資金利益とは…

「業務粗利益」の中でもっとも大きいウエイトを占めるのが「資金利益」です。「資金利益」とは貸出金をはじめとする受け取った利息の合計額と預金をはじめとする支払った利息の合計額の差、つまり利息の収支です。銀行は、資産の大半が貸出金や有価証券等の資金運用であり、負債の大半は預金等の資金調達となっているため、利益の大半はこの「資金利益」によるものとなっています。

えきむ 役務取引等利益とは…

役務とはサービスのことで、「役務取引等利益」とはこのサービス提供による手数料収支です。窓口で振込の依頼を受けると銀行はお客さまから手数料をいただきますが、一方で振込先の銀行に入金の事務委託手数料を支払います。これら受取った手数料から支払った手数料を差し引いたものが「役務取引等利益」となります。

その他業務利益とは…

「その他業務利益」とは、銀行本来の業務のうち「資金利益」「役務取引等利益」「特定取引利益(ディーリング益等)」以外の業務で稼いだ利益のことです。例えば、長期保有目的の国債等債券の売買やドル等の外貨を売買して発生した利益がこれにあたります。

コア業務純益とは…

「コア業務純益」とは、銀行の基礎的な収益力を示す指標で、「業務粗利益」から「国債等債券の売買損益(「その他業務利益」に含まれるもの)」を控除し、「経費」を差し引いたもので、銀行本来業務から得られる利益を示したものです。

$$(式) \text{コア業務純益} = \text{業務粗利益} - \text{債券売買損益} - \text{経費}$$

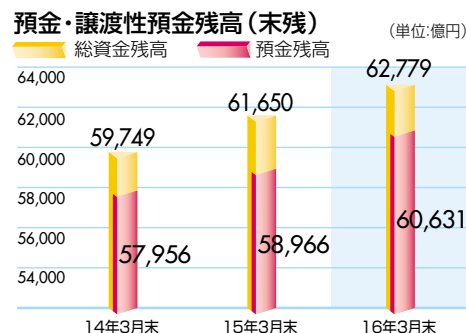
当期純利益とは…

「経常利益」には銀行本来の業務以外の活動によって生じた損益や、不良債権等を処理するための費用等(「信用コスト」)が差し引かれますが、この「経常利益」から、「特別損益」や「税金」等を差し引いた最終利益のことを「当期純利益」といいます。

15年度業績ハイライト

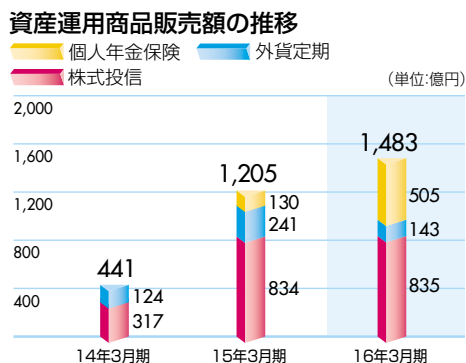
■ 預金の状況

預金は、個人預金を中心に順調に推移し、前年比**1,665億円増加**し、期末残高は**6兆631億円**となりました。また譲渡性預金を含む総資金残高も前年比**1,129億円増加**し、**6兆2,779億円**となりました。



■ 資産運用商品

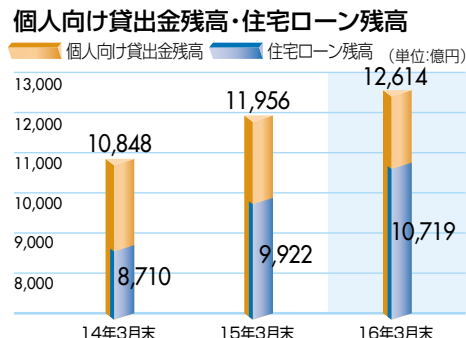
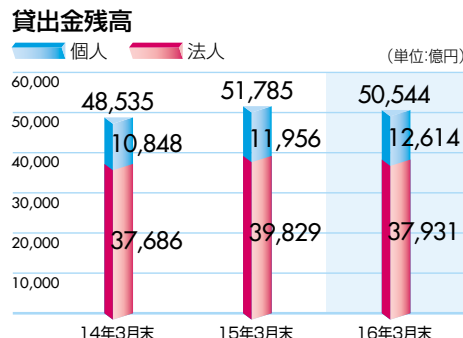
お客さまの多様化する資産運用ニーズにお応えいたしました結果、資産運用商品の販売額は**1,483億円**となりました。



■ 貸出金の状況

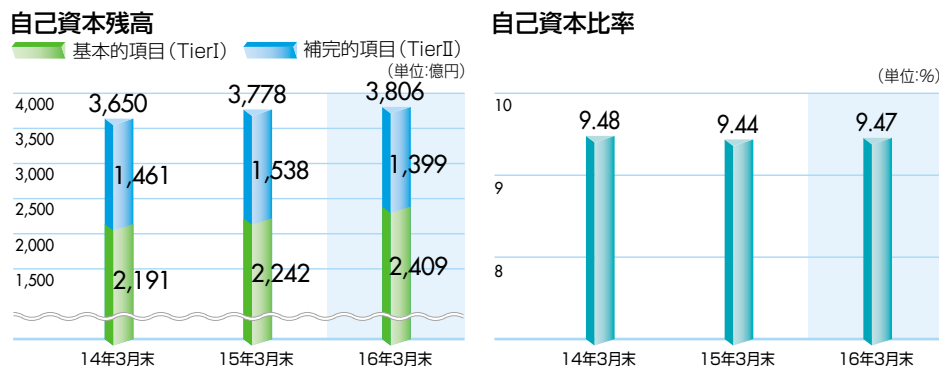
貸出金は地元企業を中心とした新規取引の開拓や総合取引の拡大に努めましたが、不良債権のオフバランス化を進めたことから前年比**1,241億円減少**して、期末残高は**5兆544億円**となりました。

一方、個人のお客さま向けの貸出は住宅ローンをはじめとした資金ニーズに積極的にお応えしました結果、前年比**658億円増加**して**1兆2,614億円**となりました。



■ 自己資本比率の状況(連結、国内基準)

自己資本は利益の積み上げにより、前年比**28億円増加**(Tier I + 167億円)し、**3,806億円**となりました。この結果、自己資本比率は前年比**0.03%上昇**し、**9.47%**となりました。



自己資本比率とは…

総資産(貸出金など)に対する自己資本(資本金および過去の利益の蓄積等)の割合を示したもので、経営の安全性を示す重要な指標といわれています。

$$\text{自己資本比率} = \frac{\text{資本金などの自己資本}}{\text{貸出金などの資産}}$$

(資産の内容ごとに信用リスクの度合いが考慮されます)

自己資本は、資本金、資本剰余金、利益剰余金などの基本的項目(Tier I)と、劣後ローン、土地の含み益、一般貸倒引当金などの補完的項目(Tier II)とに区分されます。

当行の格付

「格付」は、ムーディーズから、国内銀行の中では良好な「A3」を得ています。そのほか、日本格付研究所(JCR)からは「AA-」、格付投資情報センター(R&I)からは「A+」を取得しています。今後とも経営体質の強化に取り組み、格付の維持・向上に努めてまいります。

ムーディーズ	種 類	格 付	格付の定義
	長期預金	A3	預金債務に関して、信用力が良好である銀行に対する格付。
	短期預金	P-2	預金債務に関して、信用力が高く、短期預金債務を遅滞なく履行する能力が高い銀行に対する格付。

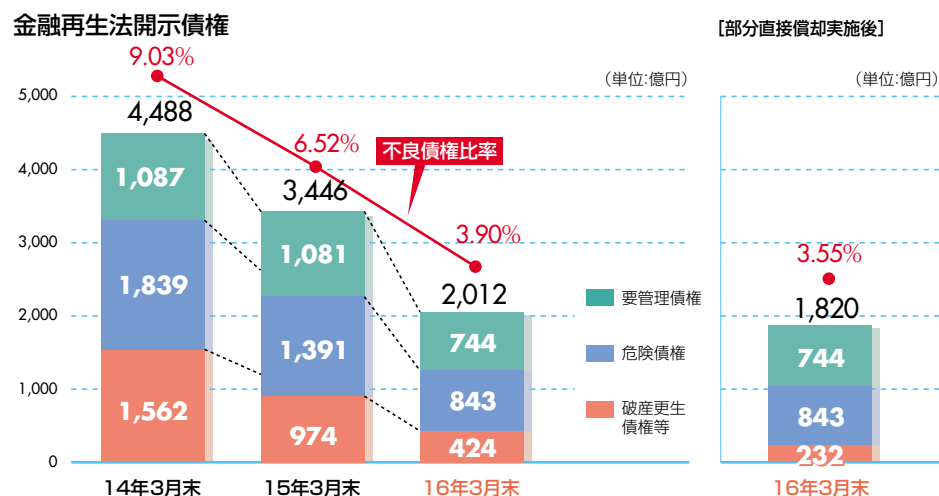
日本格付研究所(JCR)	種 類	格 付	格付の定義
	長期優先債務	AA-	債務履行の確実性は非常に高い。

格付投資情報センター(R&I)	種 類	格 付	格付の定義
	長期優先債務	A+	債務履行の確実性は高く、部分的に優れた要素がある。

15年度業績ハイライト

■不良債権問題への取り組み ～不良債権処理の加速化～

当行は事業再生や企業の健全化支援を進めつつ、引き続き不良債権の圧縮に努めております。不良債権につきましては前倒しで処理を進めた結果、不良債権残高（金融再生法開示債権）は、前年比1,435億円減らし、2,012億円となり、不良債権比率も前年比2.62%低下し、3.90%となりました。



※部分直接償却…自己査定により回収不能又は無価値と判定した担保・保証付債権等について、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取り立て不能見込額として債権額から直接減額すること。このため、部分直接償却を実施すれば、不良債権残高は減少する。

■金融再生法開示債権の残高推移 (単体ベース)

(単位:億円)

	金融再生法開示債権の残高			増減	—
	14年3月末	15年3月末	16年3月末		
破産更生債権等	1,562	974	424	▲550	▲1,137
危険債権	1,839	1,391	843	▲548	▲996
要管理債権	1,087	1,081	744	▲337	▲343
合計	4,488	3,446	2,012	▲1,435	▲2,476

■不良債権に対する備え

平成16年3月末の金融再生法開示債権2,012億円のうち、1,648億円は貸倒引当金および担保・保証等でカバーしており、カバー率は81.9%と引き続き十分な引当・保全状況を確認しています。

■不良債権の保全内訳 (金融再生法開示債権)

(平成16年3月末) (単位:億円)

	債権額	保全等カバー	引当金		カバー率
			担保・保証等	引当金	
破産更生債権等	424	424	252	172	100.0%
危険債権	843	750	269	480	88.9%
要管理債権	744	474	282	192	63.7%
合計	2,012	1,648	803	844	81.9%

ふくぎんは、地域金融機関の使命として、地域企業の再生支援を基本とし、実現性のある再建支援メニューを検討しながら債権の健全性を図っていく所存です。

破綻債権については、担保不動産の処分による回収や債権を売却する等のオフバランス化を進め不良債権の圧縮に努めております。同時に新たな不良債権の発生を抑えるため、審査体制の一層の強化や信用リスク管理の高度化にも取り組んでおります。

金融再生法開示債権の定義

債権額…貸出金、外国為替、未収利息、支払承諾見返、貸付有価証券、仮払金

「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」…破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権

「危険債権」…債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権

「要管理債権」…3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権